

## 議 事 録

### 1 会議名称

令和3年度第3回滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

### 2 開催方法

岩手県内における新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることから書面により開催

### 3 委 員

松 下 壽 夫

高 橋 耕

三田地 宣 子

石 堂 淳

内 田 浩

主 浜 照 風

### 4 事務局及び関係課等

#### (1) 事務局

企画総務部総務課

#### (2) 関係課等

諮問第1号 健康福祉部地域福祉課

諮問第2号 健康福祉部地域福祉課

諮問第3号 健康福祉部健康推進課

諮問第4号 健康福祉部健康づくり政策課

### 5 議 事

諮問第1号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域福祉課）

諮問第2号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域福祉課）

諮問第3号 個人情報取扱事務の委託内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供について（健康福祉部健康推進課）

諮問第4号 個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供に係る変更について（健康福祉部健康づくり政策課）

### 6 会議状況（要点筆記）

諮問第1号から諮問第4号まで諮問された事項の全てを承認又は追認し、その旨を答申することとされた。各議事における質疑等は、次のアからエまでのとおり。

ア 諮問第1号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域福祉課）

質疑なし

イ 諮問第 2 号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域福祉課）

質疑なし

ウ 諮問第 3 号 個人情報取扱事務の委託内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供について（健康福祉部健康推進課）

質疑なし

エ 諮問第 4 号 個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供に係る変更について（健康福祉部健康づくり政策課）

質疑なし

## 7 会議資料

基礎資料 1 滝沢市行政情報公開条例（平成 9 年滝沢村条例第 8 号）

基礎資料 2 滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）

基礎資料 3 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成 10 年滝沢村告示第 50 号）

諮問第 1 号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域福祉課）

諮問第 2 号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域福祉課）

諮問第 3 号 個人情報取扱事務の委託内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供について（健康福祉部健康推進課）

諮問第 4 号 個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供に係る変更について（健康福祉部健康づくり政策課）

滝総第1518015号

令和4年3月18日

滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会

会長 松下 壽夫 様

滝沢市長 主濱 了



令和3年度滝沢市行政情報公開制度・個人情報保護制度に係る諮問について（  
諮問）

滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）第9条第2項及び第11条第1項の規定により、下記について関係書類を添えて滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問します。

記

- 諮問第1号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域福祉課）
- 諮問第2号 個人情報取扱事務の委託について（健康福祉部地域福祉課）
- 諮問第3号 個人情報取扱事務の委託内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供について（健康福祉部健康推進課）
- 諮問第4号 個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供に係る変更について（健康福祉部健康づくり政策課）

## 諮問第1号

### 個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）第11条第1項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和4年3月18日提出

滝沢市長 主濱 了

## 1 個人情報取扱事務事業の名称及び内容

### (1) 名称

住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業

### (2) 内容

令和3年11月10日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯に対して、1世帯あたり10万円の現金をプッシュ型で給付することとされた。このことを踏まえ、本市の住民税非課税世帯に対して、臨時的な措置として、滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給するものである。

## 2 所管課等

健康福祉部地域福祉課

## 3 委託先

(1) 浜印刷株式会社（確認書の封入作業委託業者）

(2) 株式会社IBCソフトアルファ（データの入力作業委託業者）

## 4 委託の内容

### (1) 確認書の封入業務

#### ア 委託する内容（範囲）

市は、給付金対象世帯の個人情報を印字した臨時特別給付金支給要件確認書（滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業実施要綱（滝沢市告示第21号）第6条第1項に規定する臨時特別給付金支給要件確認書をいう。以下「確認書」という。）を、この業務の委託先に預託する。

委託先においては、預託された確認書を送付用窓あき封筒に封入及び封緘し、市に成果品を納品する。

#### イ 委託に含まれる個人情報

支給対象世帯の世帯主の氏名、住所及び口座情報

ウ 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（通知書等の封入封緘委託）

### (2) データの入力業務

#### ア 委託する内容（範囲）

市は、市に提出された確認書の内容（以下「確認書情報」という。）をこの業務の委託先に提供する。

委託業者においては、提供された確認書情報の内容を市が管理するパーソナルコンピューターを使用し、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給システムに入力する。全ての確認書情報を住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給システムへの入力完了後、これをもって市に入力データを納入したものとし、あわせて提供された確認書情報を市に返却する。

イ 委託に含まれる個人情報

支給対象世帯の世帯主（申請者）及び世帯員の氏名、続柄、性別、個人番号、生年月日、住所、電話番号、口座情報

※（代理人がいる場合には）代理人の氏名、申請者との関係、生年月日及び住所

ウ 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（電算処理入力委託）

5 委託の条件

いずれの委託業務においても、市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る仕様書を作成し、契約を締結している。

6 委託の開始時期

いずれの委託業務も令和4年2月1日

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業			
	目的	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中で、本市の住民税非課税世帯に対して、臨時特別給付金を支給するため			
	根拠法令等	滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業実施要綱			
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input checked="" type="checkbox"/> 令和	4 年 2 月 1 日	
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業対象者および扶養者の個人情報				
個人情報を取り扱う目的	滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給申請書送付、申請内容等審査及び交付事務				
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報		
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> [ 転出入情報 ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 財産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]		
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報		
	<input type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]		
	個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 101 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
	思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [ ] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [ ] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [ ] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [ ] <input checked="" type="checkbox"/> 無 取り扱う理由 <input type="checkbox"/> 法令等 [ ] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [ 第 号 ]			
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <b>本人以外から収集する場合の</b> 条例該当条項、具体的方法等 <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号 ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [ ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [ 第 2 号 平成10年3月23日 [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日 ]				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	システム名称等	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム		
		オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号 ] <input checked="" type="checkbox"/> 無		

(第2面)

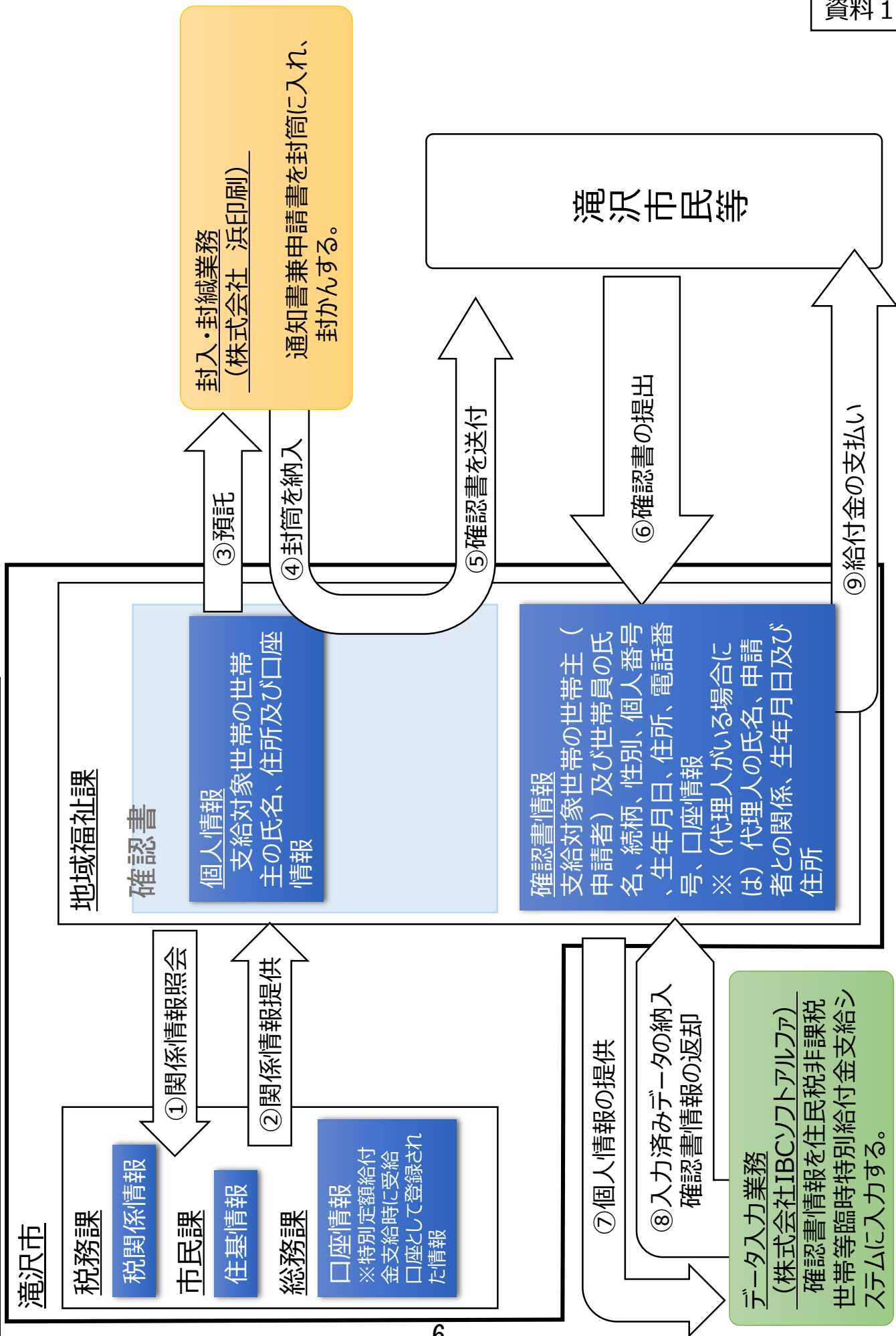
個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) <b>目的外利用有の場合の</b> 条例該当条項、利用する所管課等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [利用先: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]			
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input type="checkbox"/> 外部提供有 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供無 <b>外部提供有の場合の</b> 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [提供先: _____ ] [項目名: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先: _____ ] [項目名: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先: _____ ] [項目名: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [提供先: _____ ] [項目名: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]			
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____ ] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 10 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	地域福祉課長		
所管課等	地域福祉課	登録番号	
		登録年月日	
	事務移管日	審議会報告	
	移管前の課等	縦覧開始日	

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業		
所管課等		地域福祉課		登録番号
No.	文書等の名称	記録形態		
1	滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業対象者名簿	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書	<input type="checkbox"/> 図面	<input type="checkbox"/> 写真
		<input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等		
		<input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> [ ]	



滝沢市非課税世帯臨時特別給付金給付事業フロー



## 滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として実施する、滝沢市住民税課税世帯等臨時特別給付金に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 滝沢市住民税非課税世帯等臨時特別給付金（以下「非課税世帯等給付金」という。）は、前条の目的を達するために、市によって贈与される給付金をいう。

### (支給対象者)

第3条 非課税世帯等給付金の支給対象者は、令和3年12月10日（以下「基準日」という。）において、市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）であって、次の各号に掲げる世帯の世帯主とする。

(1) 同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は滝沢市税条例（昭和38年滝沢市条例第28号）第51条の規定により市民税均等割を免除された者である世帯

(2) 前号に該当する世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降申請日の属する月の前月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和3年度分の市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯（同一の世帯に属する者のうち令和3年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額（令和3年1月以降の任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。以下「家計急変世帯」という。）ただし、次のいずれかに該当する世帯を除く。

ア 一に該当する世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯

イ 基準日において同一世帯に同居していた親族について、基準日の翌日以降の住民票の異動により、同一住所において別世帯とする世帯の分離の届出があったものは、同一世帯とみなし、同一住所に住民登録されているいずれかの世帯に対し非課税世帯等給付金を支給した場合の、同一住所におけるその他の世帯

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は、支給対象者とししないものとする。

### (支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する非課税世帯等給付金の金額は、1世帯あたり100千円とする。

### (受給権者)

第5条 非課税世帯等給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者）とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、市長が定める。

（支給の方式）

第6条 非課税世帯等給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）の提出又は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書（様式第2号）若しくは住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（様式第3号）（以下「申請書」という。）による申請により行うものとする。

2 確認書の提出又は申請書による申請に基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

（1）郵送申請方式 申請者が確認書又は申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（2）窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口において市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（3）窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、非課税世帯等給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証するものとする。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者とする。

（1）基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

（2）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた輔助人）

（3）親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が非課税世帯等給付金の支給の申請をしようとするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（確認書の委任欄への記載を含む。）を提出するものとする。また、この場合、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする

。

(申請期限)

第8条 非課税世帯等給付金の申請受付開始日は、第8条第6項に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 市町村民税非課税世帯への支給のうち、確認書の提出期限は、市長が当該確認書を発出した日から3か月までとする。

3 市町村民税非課税世帯への支給及び家計急変世帯への支給に関する申請書の提出期限は、令和4年9月30日までとする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項の規定により確認書の提出又は申請書による申請があったときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し非課税世帯等給付金を支給するものとする。

(非課税世帯等給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は住民税課税世帯等臨時特別給付金支給事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限又は第3項の申請期限までに第6条第1項の規定による確認書の提出又は申請書による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が非課税世帯等給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われず、その他支給対象者の責に帰すべき事由により令和4年10月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請が取下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により非課税世帯等給付金の支給を受けた者に対し、当該非課税世帯等給付金に係る支給の決定を取り消し、支給を行った非課税世帯等給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 非課税世帯等給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年2月17日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

**住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書**

以下の「1 確認箇所」の確認と、「2 記入箇所」「3 代理人確認・受給」（世帯主が変わって、代理人が確認・受給する場合のみ）の欄に記入の上、該当する必要な書類を添付して令和 年 月 日（ ）までに、この確認書を返送して下さい。

**■ 1 確認箇所**

令和2年特別定額給付金支給口座を印字しています。変更・修正がある場合のみ裏面に記載し必要な書類を添付してください（転入者等で市に情報がない場合などは空欄ですので、裏面に記載願います）。確認後、以下「2 記入箇所」に記入ください。

**■ 2 記入箇所**

以下の項目を確認し、該当する場合はチェック欄（□）にレをチェックし、最後に「世帯主氏名等」の欄を記入してください。

支 給 方 法	
支 給 日	
支 給 口 座	
支 給 額	100.000 円

<input type="checkbox"/> ①私の世帯は、「全世帯員が、他の住民税課税者の扶養を受けている世帯」ではありません。
<input type="checkbox"/> ②私の世帯は、「住民税課税となる所得があって、未申告である者」はおりません。

上記記入内容に、相違ありません。

世帯主氏名		確認日	令和 年 月 日	電話番号	
-------	--	-----	----------	------	--

※上記①と②の双方にチェックがある場合のみ、支給対象に該当し給付金が受け取れます。（いずれか1つでもチェックがない場合、支給対象には該当せず、給付金を受け取れませんのでご注意ください。）

※確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。また、意図的に虚偽の確認をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記期限までに返送がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下の欄（□）にレをチェックしてください。

【私の世帯は、給付金を受給しません □ 】

**【振込先口座を変更する（または空欄の場合）】**

上記の口座をすでに解約しているなどの理由で、異なる口座への振り込みを希望する場合や、口座欄が空欄の場合には、以下の欄（□）にレをチェックの上、裏面にその口座情報を記載し、必要な書類を添付してください。ただし、先に実施している「福祉灯油購入費助成」の対象となっており、すでに申請済みで同じ口座への振り込みを希望する場合は、その旨を該当欄（□）にレをチェックの上、裏面にその口座情報を記載してください。（書類の添付は不要です。）

記載の口座に代えて（または口座欄が空欄のため）下記の口座へ振り込みを希望します。

「福祉灯油購入費助成」の際に使用した口座への振り込みを希望します。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の標記に合わせて下さい
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 ( 6桁目がある場合は ※欄も使用して下さい )	口座番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の標記に合わせて下さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上または キャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下 さい。	1 0 ※			

※長期間出入金のない口座は記入しないでください。

※金融機関で口座が作れないなど、どうしても口座による受け取りが難しい場合は、ご相談ください。

※世帯主以外の口座を希望する場合は、次の「3 代理確認・受給」の欄も記入ください。

### ■ 3 代理確認・受給

世帯主以外の口座を希望する場合は、次の欄も記入ください。(世帯主氏名は自署)

代理人	代理人氏名 (フリガナ)	申請者との関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を私の代理人と認め、 臨時特別給付金の は、 要です。	確認・請求 受給 確認・請求及び受給	を委任します。 ←法定代理の場合 委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名	※自署願います。

### ●書類添付欄

以下①、②のいずれかに該当する場合は、「振込先金融機関口座確認書類」と「本人(代理人)確認書類」を添付してください。ただし、先に実施している「福祉灯油購入費助成」の対象となっており、すでに申請済で同じ口座への振り込みを希望する場合は、添付書類は不要です。

申請者が意図しない他口座への振り込みや、誤記入による振込作業の遅延を防止し、できるだけ速やかに給付できるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

- ① 確認書に口座情報が印字されていない方、または、印字されている口座を変更、修正する方
- ② 世帯主が変わって、代理人による「受給」を希望する方

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書) (申請を必要とする世帯の場合)

滝沢市長 様

( 受付印 )

**2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。**

### 1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

### 2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和3年12月10日時点の世帯の全ての構成員について記載

○「現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する(☑)方は、**令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書**を添付して下さい。(該当する方が複数いる場合は、該当する方全員の分)  
○住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

No.	(フリガナ) 氏名	申請者の続柄	性別	個人番号	現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる	令和3年度住民税均等割課税状況
				生年月日	異なる場合には令和3年1月1日時点の住所を記載	課税されている 課税されていない 未申告
1	(申請者)	本人			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
2				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
3				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
4				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告
5				明・大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 異なる	<input type="checkbox"/> 課税されている <input type="checkbox"/> 課税されていない <input type="checkbox"/> 未申告

### 3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	※		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、地域福祉課(電話 )にお問い合わせください。

**裏面も必ずご確認ください**



**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑥ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年10月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑦ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。
- ⑧ 同一世帯について、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給済ではありません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

**提出書類**

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(請求書)**  
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)  
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- (「**現住所と令和3年1月1日時点の住所と異なる**」欄が「**異なる**」に該当する方全員分)  
令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『**令和3年度住民税非課税証明書**』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分) 申請書(請求書)

滝沢市長 様



**2ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。**

### 1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

### 2. 申請者が属する世帯の状況

氏名	申請者との続柄	性別	個人番号	令和3年1月1日時点の住所 (現住所と異なる場合に記載)	R3.1以降 家計急変 があった者
			生年月日		
(申請者)	本人	/	/		
			明・大・昭・平・令 年 月 日		
			明・大・昭・平・令 年 月 日		
			明・大・昭・平・令 年 月 日		
			明・大・昭・平・令 年 月 日		

### 3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)\*長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) (※「1. 申請・請求者」名義に限る。) (※通帳の表記に合わせてください。)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	/	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1			

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、地域福祉課(電話番号)にお問い合わせください。

**裏面も必ずご確認ください**

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(以下「給付金(家計急変世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- ② 給付金(家計急変世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、前住所地での給付金の受給の有無のほか、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(家計急変世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑤ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年10月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(家計急変世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑥ 給付金(家計急変世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(家計急変世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(家計急変世帯分)を返還します。  
本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合など、新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が減少したわけではないにも関わらず、支給申請することは、不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の懲役刑に処されることがあります。
- ⑦ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受給した世帯に属していた者はいません。受給していた場合には、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を返還します。

提出書類

- 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯分)(請求書)』(本書)   
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況を確認できる書類の写し(コピー)』  
※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。
- (令和3年1月1日以降、複数回転居した方)『戸籍の附表の写し(コピー)』
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式)  
※支給要件が「(2)所得要件②家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。
- 『令和3年中の収入の見込額』又は「任意の1か月の収入」の状況を確認できる書類の写し(コピー)  
※「令和3年中の収入の見込額」…源泉徴収票、確定申告書等  
※「任意の1か月の収入」…給与明細等

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

## 諮問第2号

### 個人情報取扱事務の委託について

次のとおり個人情報取扱事務を委託することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成9年滝沢村条例第9号）第11条第1項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和4年3月18日提出

滝沢市長 主濱 了

#### 1 個人情報取扱事務事業の名称及び内容

##### (1) 名称

滝沢市福祉灯油購入費支給事業

##### (2) 内容

長期化する新型コロナウイルス感染症による影響を受け、収入が減少する世帯に対し、低所得世帯の冬期間の経済的負担の軽減を図ることを目的として、灯油購入費の一部を支給するものである。

#### 2 所管課等

健康福祉部地域福祉課

#### 3 委託先

株式会社IBCソフトアルファ（データの入力作業委託業者）

#### 4 委託の内容

##### (1) 委託する内容

市は、対象世帯の世帯主から市に提出された申請書の記載内容（以下「申請情報」という。）をこの業務の委託先に提供する。

委託先においては、提供された申請情報の内容を市が管理するパーソナルコンピューターを使用し、エクセルファイルに入力する。全ての申請情報の内容を入力後、当該入力済みエクセルファイルを市に納入し、あわせて提供された申請情報を市に返却する。

##### (2) 委託に含まれる個人情報

支給対象世帯の世帯主の氏名、住所、電話番号及び口座情報

##### (3) 市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当

有り（電算処理入力委託）

#### 5 委託の条件

市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る仕様書を作成し、契約を締結している。

#### 6 委託の開始時期

令和4年2月1日

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	滝沢市福祉灯油購入費支給事業		
	目的	長期化する新型コロナウイルス感染症による影響を受け、冬期間の経済的負担の軽減を図るため。		
	根拠法令等	滝沢市福祉灯油購入費支給事業実施要綱		
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input checked="" type="checkbox"/> 令和	3 年 12 月 21 日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	滝沢市福祉灯油購入費支給事業対象者および扶養者の個人情報			
個人情報を取り扱う目的	滝沢市福祉灯油購入費支給申請書送付、申請内容等審査及び交付事務			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻暦 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 財産状況 <input checked="" type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	
個人情報の項目名	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報	
	<input type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [ ] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [ ] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [ ] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [ ]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 [ ] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [ 第 号 ]	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <b>本人以外から収集する場合の</b> 条例該当条項、具体的方法等 <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： 〔省略の場合：審議会承認 第 号〕 ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [ ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [ 第 2 号 平成10年3月23日 〔本人への通知： 〔省略の場合：審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日〕 ]			
	電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有	システム名称等	
<input checked="" type="checkbox"/> 無		オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 号 ] <input type="checkbox"/> 無	

(第2面)

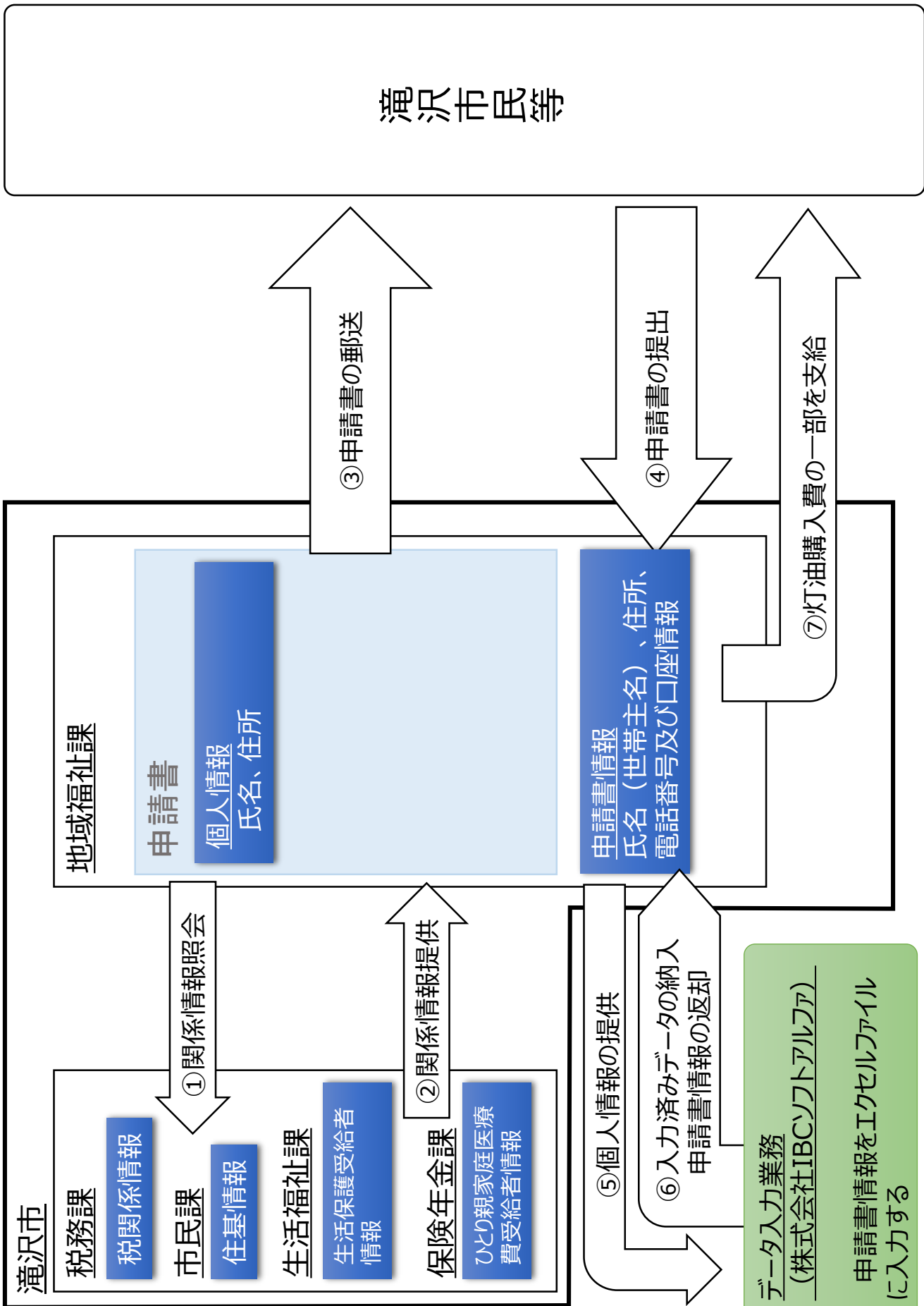
個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) <b>目的外利用有の場合の</b> 条例該当条項、利用する所管課等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [利用先: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]			
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input type="checkbox"/> 外部提供有 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供無 <b>外部提供有の場合の</b> 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [提供先: _____ ] [項目名: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先: _____ ] [項目名: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先: _____ ] [項目名: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [提供先: _____ ] [項目名: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]			
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 _____ 号 _____ ] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	地域福祉課長		
所管課等	地域福祉課	登録番号	425
		登録年月日	令和3年12月21日
	事務移管日		審議会報告
	移管前の課等		縦覧開始日

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		滝沢市福祉灯油購入費支給事業	
所管課等		地域福祉課	登録番号 425
No.	文書等の名称	記録形態	
1	滝沢市福祉灯油購入費支給事業対象者名簿	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> [ ]	



# 滝沢市民等



## 滝沢市福祉灯油購入費支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、長期化する新型コロナウイルス感染症による影響を受け、収入が減少する世帯に対し、予算の範囲内で灯油購入費の一部（以下「給付金」という。）を支給することにより、低所得世帯の冬期間の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (支給基準日)

第2条 支給基準日は、令和3年12月10日とする。

### (支給対象世帯)

第3条 支給対象となる世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、次の各号に定める事項の全てを満たす世帯とする。

- (1) 支給基準日において、滝沢市の住民基本台帳に登録（以下「住民登録」という。）されている者で構成される世帯。ただし、次項第6号前段に規定する世帯を除く。
- (2) 次項第1号から第4号までに規定する者が同一世帯に住民登録若しくは外国人登録されている世帯又は同項第5号、第6号若しくは第7号までに規定する世帯
- (3) 令和3年度の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第294条第1項第1号に規定する個人の市町村民税をいう。以下同じ。）が非課税である者のみで構成される世帯

2 前項各号に規定する支給対象世帯の世帯構成員の要件又は世帯要件は次のとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定に基づき身体障害者手帳を交付されている者又はそれに準ずると市長が認める者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳を交付されている者又はそれに準ずると市長が認める者
- (3) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第5条第1項の規定に基づき療育手帳を交付されている者又はそれに準ずると市長が認める者
- (4) 滝沢市子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例（昭和48年滝沢市条例第19号）第2条第1項第4号の規定に基づくひとり親家庭の者であつて、同条例第7条の規定に基づき受給者証を交付されている者又はそれに準ずると市長が認める者
- (5) 令和4年2月28日までに65歳に到達する者のみで構成される世帯
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第25条第1項の規定に基づく保護開始が支給基準日以前に施行されている者で構成される世帯。ただし、世帯構成員全員が同法第26条の規定により保護の停止がなされている場合を除く。
- (7) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付の決定が支給基準日以前に施行されている者で構成される世帯。ただし、世帯構成員全員が同法第14条第4項の規定により生活保護法の例により支援給付の停止がなされている場合を除く。

3 前2項の規定にかかわらず、身体障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総

合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める施設その他の福祉施設の住所地に住民登録又は外国人登録されている場合は、支給対象世帯から除くことができるものとする。

（支給申請）

第4条 支給申請は、支給対象世帯の世帯主（以下「申請者」という。）が行うものとする。

2 申請者は、令和3年度滝沢市福祉灯油購入費支給申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて申請するものとする。

3 支給基準日において、令和3年1月2日以降に滝沢市に住民登録又は外国人登録した者が同一世帯に含まれている申請者は、その当該同一世帯の構成員が同年1月1日に住民登録又は外国人登録をしていた市区町村より令和3年度の市町村民税が非課税であることを証明する書類又はそれに準ずると市長が認める書類を徴収させ、当該書類を添付し、申請しなければならない。

4 給付金の給付の申請をすることができる期間は、令和4年2月28日までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（支給決定等）

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定により給付金を給付するときは、速やかにその内容を令和3年度滝沢市福祉灯油購入費支給決定通知書（様式第2号）又は令和3年度滝沢市福祉灯油購入費支給決定通知書（窓口払い用）（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定により給付金を給付しないときは、速やかにその内容を令和3年度滝沢市福祉灯油購入費支給審査決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（支給金額）

第6条 支給金額は、1世帯当たり5千円とする。

（給付金の支給等に関する周知）

第7条 市長は、福祉灯油購入費支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等について、広報その他の方法により市民へ周知するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第8条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請者から第4条の規定による申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該申請者が給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第2項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責に帰すべき事由により指定期日までに給付が完了できない場合は、当該申請は取下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第9条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は

偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、当該給付金に係る支給の決定を取り消し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月22日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。

## 令和3年度滝沢市福祉灯油購入費支給申請書

年 月 日

滝沢市長

様

住 所 \_\_\_\_\_  
 世帯主氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_

滝沢市福祉灯油購入費の支給を受けたいので、滝沢市福祉灯油購入費支給事業実施要綱第4条の規定に基づき、誓約・同意事項に誓約・同意の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 支給申請金額 5,000 円
- 2 受け取り方法 以下に記載する方法で受け取りを希望します。

【受け取り方法】

※以下A又はBのチェック欄（□）に「レ」を入れて、必要事項を記入してください。A、Bいずれの場合も、受け取りは申請者本人に限定されます。また、Bは口座がない方等に限定されます。

- A：金融機関口座への振り込み（必ず、申請者本人の口座としてください。）  
 （ゆうちょ銀行以外の場合）

金融機関名	銀行・信用金庫 農協・信用組合	支店名	本店・支店 出張所			
種別	普通 ・ 当座	口座番号				
フリガナ 口座名義						

※番号は左詰めで記入してください。

（ゆうちょ銀行の場合）

通帳記号	1				0	※	6桁目がある方は、※欄も使用してください
通帳番号							
フリガナ 口座名義							

※番号は左詰とし、通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載されている記号・番号を記入してください。

- B：窓口で直接受領（金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみ）

**裏面も必ず確認の上、記入・押印してください。**

## 委任状兼承諾書

滝沢市福祉灯油購入費支給にかかる審査のために必要な、世帯全員（世帯分離している場合、同居する家族含む）課税状況確認書類の交付申請の一切の権限を滝沢市長に委任し、また必要な調査について滝沢市長が行うことを承諾します。

年 月 日

(委任・承諾を行う者) 住 所

---

世帯主氏名

印

---

### 【誓約・同意事項】

- ・本申請に当たり、申請内容及び添付書類に誤りがないことを確認し、また、虚偽がないことを誓約します。
- ・給付金の受給後、給付要件に該当しないことが判明した場合及び偽りその他不正な行為により給付を受けたことが判明した場合には、給付金を返還することに同意します。
- ・記載内容や添付書類に誤りや不備があった場合、給付金の支給が遅くなることに同意します。併せて、申請期限までに申請書及び添付書類の不備が解消できない場合は、申請を取り下げたものとみなされることに同意します。
- ・給付金の受給資格確認に当たり、公簿等により確認を行う場合があることに同意します。

### 【添付が必要な書類】

令和3年1月1日時点で、滝沢市に住民票がない方が同居している場合は、次の書類を添付してください。

#### ◆令和3年度市県民税非課税証明書

→ 令和3年1月1日時点で住民票があった市区町村から取り寄せてください。

諮問第 3 号

個人情報取扱事務の委託内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供について

次のとおり個人情報取扱事務の委託の内容を変更すること及びオンライン結合により個人情報を提供することについて、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 9 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

新型コロナウイルスワクチン接種事業

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、市民への新型コロナウイルスワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）を実施するもの。

2 所管課

健康福祉部健康推進課

3 個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について

(1) 変更の理由

市民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付を新たに開始することによる変更である。

(2) 変更の内容

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る委託のうち、新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの管理に係る委託（令和 3 年 6 月 17 日審議会承認第 1 号）について、下表のとおり委託の内容を変更するもの。

	変更前	変更後	変更
委託先	株式会社ミラボ	株式会社ミラボ	—
委託の内容	市は新型コロナウイルスワクチン接種記録システムを通じてワクチン接種の対象となる市民の情報を提供する。 委託先においては、市から	1 新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（個人がインターネットを通じて行う新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の交付申	○

	<p>提供された情報を管理する。</p>	<p>請を受け付け、交付された接種証明書を個人がインターネットを通じて電子ファイルとして取得可能とする機能（以下「電子交付機能」という。）を含む。以下「VRS」という。）を通じてワクチン接種の対象となる市民の情報を委託先に提供する。</p> <p>委託先においては、市から提供された情報を管理する。</p> <p>2 接種証明書の交付を申請しようとする個人（以下「申請者」という。）からインターネットを通じて個人情報（特定個人情報を含む）が提供される。</p> <p>委託先においては、委託先が運用する新型コロナワクチン接種証明書アプリ（以下「接種証明書アプリ」という。）を通じて、申請の受付け、本人確認の措置、個人番号を用いての接種記録の照会、当該接種記録に基づく電子ファイルによる接種証明書の発行及び交付並びに提供された個人情報の管理を行う。</p>	
<p>委託に含まれる個人情報</p>	<p>個人情報（マイナンバー）、自治体コード、接種券番号、宛名番号、氏名、生年月日、性別、転出・死亡情報、ワクチン接種記録（接種自治体、接種会場、接種日、ワクチンメーカー、ワクチンロット番号、接種量）</p>	<p>個人情報（マイナンバー）、自治体コード、接種券番号、宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別、転出・死亡情報、ワクチン接種記録（接種自治体、接種会場、接種年月日、ワクチンの種類、製品名メーカー、ロット番号、接種量、接種回数、接種国、接種制度の所管者、接種証明書識別番号（接種証明書ID）、接種証明書発行年月日、旅券</p>	<p>○</p>



		情報（氏名、旅券番号、国籍・地域、旅券の有効期限）、接種証明書の発行履歴	
市長が保有する個人情報に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当	有り（電子計算機操作業務委託）	有り（電子計算機操作業務委託）	—
委託の条件	別紙1のとおり		—

（3）委託の開始時期

令和3年12月20日

4 オンライン結合による個人情報の提供について

（1）オンライン結合による個人情報の提供先

新型コロナウイルスワクチンを接種した市民

（2）オンライン結合により提供する個人情報

氏名、生年月日、接種記録（ワクチンの種類、製品名、接種年月日、ロット番号及び接種回数）、証明書発行者、接種証明書発行年月日、証明書識別番号（接種証明書ID）

※ただし、海外用にはこれらに加え、氏名のローマ字表記、パスポートの国籍・地域旅券番号、接種国、接種証明書発行国

（3）提供先での利用目的

新型コロナワクチンを接種済みであることの公的な証明書として利用するため。

海外用においては、外国との往来の際に接種証明書を提示することにより、隔離や検査等の防疫の緩和措置への活用が想定される。また、国内用においては、飲食店やイベント会場での感染拡大防止のための接種証明書の提示等が想定される。

（4）オンライン結合による提供の方法

申請者は、スマートフォン等の情報通信端末（以下「端末」という。）に接種証明書アプリをダウンロードし、端末でマイナンバーカード（海外用を申請する場合にはマイナンバーカードに加えて旅券）を読み取り、接種証明書アプリを通じて接種証明書の交付の申請に必要な情報を提供することによって、接種証明書アプリと連動するVRSから出力される接種証明書の電子ファイルデータが接種証明書アプリを通じて申請者に提供される。

（5）オンライン結合により提供する理由

ア 公益上の必要性

接種証明書の電子交付が可能となることで、市町村における接種証明書の交付事務の効率化及び接種証明書の迅速な交付並びに申請者の利便性の向上が図られるもの。

イ 個人の権利利益を侵害するおそれの有無（セキュリティの状況）

セキュリティ対策等についての仕様等については、デジタル庁が定めた内容に市が同意をした上で接種証明書の電子交付を実施することとしている。その内容は個人番号を含む個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び関連する法令等の規定に基づき講ずべき安全管理措置を講じるとともに、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定）に準拠して必要なセキュリティ対策を講じるものとされていることから、十分なセキュリティ対策がとられているものと判断した。

また、接種証明書の電子交付の申請を行うためには、マイナンバーカードを読み取り、マイナンバーカードを市町村の窓口で受け取る際に設定した4桁の暗証番号を入力することとなっており、機密性が保たれている。さらに接種証明書アプリを通じて交付される接種証明書には電子署名が付されることから、接種証明書の真正性も担保されるものである。

- (6) オンライン結合による提供の開始時期  
令和3年12月20日

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	新型コロナウイルスワクチン接種事業		
	目的	新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、市民への新型コロナウイルスワクチン接種（以下「ワクチン接種」という。）を実施するもの。		
	根拠法令等	予防接種法		
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 平成	<input checked="" type="checkbox"/> 令和	3年1月13日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	ワクチン接種対象者の個人情報			
個人情報を取り扱う目的	ワクチン接種及び接種証明書の交付をおこなうため。			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻暦 <input checked="" type="checkbox"/> [ 転出・死亡情報 ] <input checked="" type="checkbox"/> [ 旅券情報 ]	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 財産状況 <input type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 身体状況 <input checked="" type="checkbox"/> [ ワクチン接種記録 ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表1第10項、93の2の項、第19条第6号、第19条第8号〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [ ] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [ ] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [ ] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [ ] <input type="checkbox"/> 法令等 [ ] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [ 第 号 ]		
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 本人以外から収集する場合の条例該当条項、具体的方法等 <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： 〔省略の場合：審議会承認 第 号〕] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [ ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [ 第 2 号 平成10年3月23日 〔本人への通知： 〔省略の場合：審議会承認 第 2 号 平成10年3月23日〕]			
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	システム名称等 オンライン結合による提供の有無	健康管理システム、新型コロナウイルスワクチン接種予約システム、ワクチン接種記録システム(新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリによる電子交付機能を含む。) <input checked="" type="checkbox"/> 有 [審議会承認 第 1 号 令和3年3月19日] [審議会承認 第 1 号 令和3年6月17日] [審議会承認 第 号 令和4年 月 日]	<input type="checkbox"/> 無

(第2面)

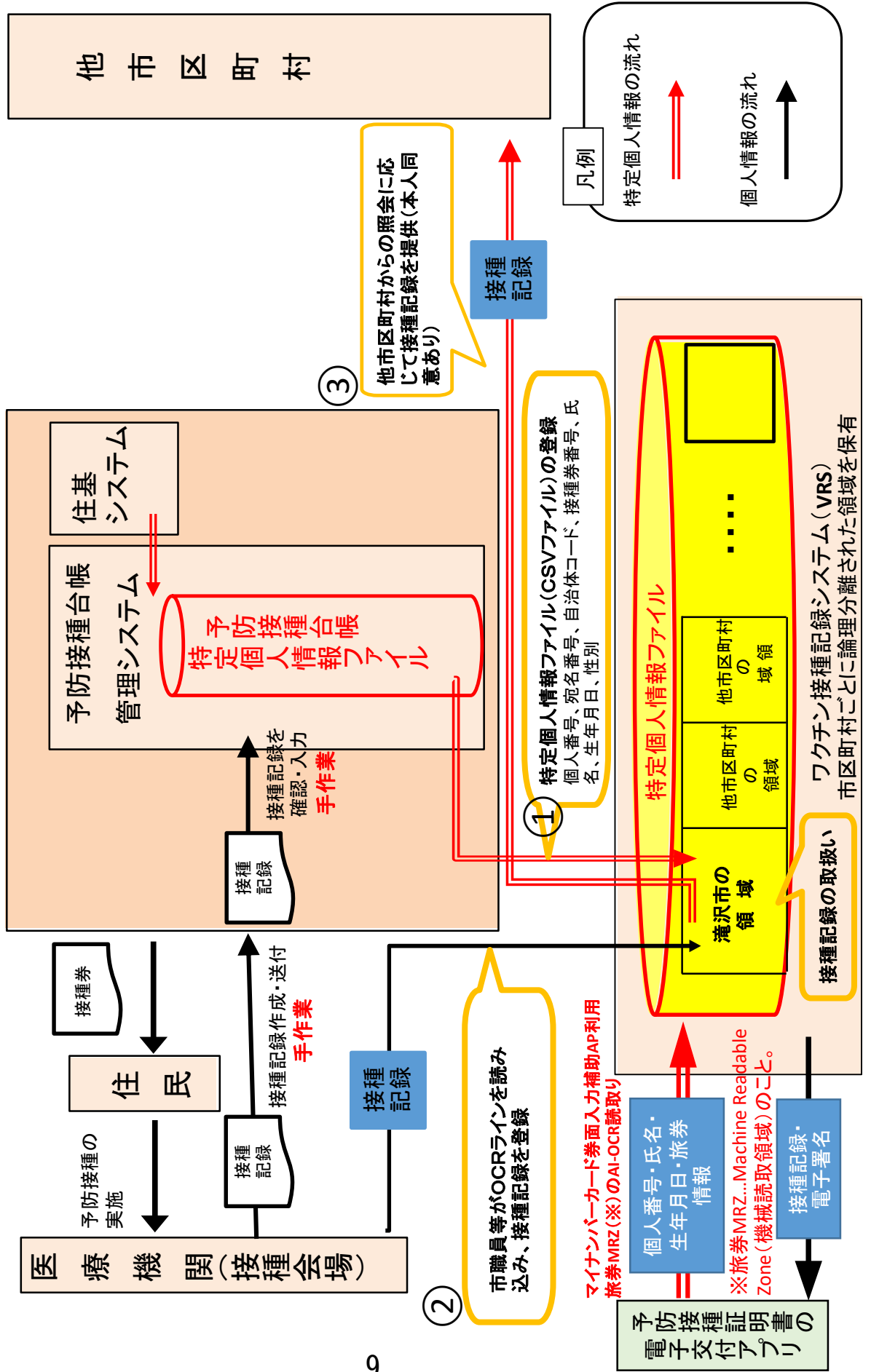
<p>個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)</p>	<p><input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無)  <b>目的外利用有の場合の</b> 条例該当条項、利用する所管課等</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)          [法令名: _____ ]          [利用先: _____ ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)          [利用先: _____ ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)          [利用先: _____ ]          [本人への通知: _____ ]          [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号          [利用先: _____ ]          [本人への通知: _____ ]          [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]</p>
<p>個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)</p>	<p><input type="checkbox"/> 外部提供有 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供無  <b>外部提供有の場合の</b> 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等)          [法令名: _____ ]          [提供先: _____ ]          [項目名: _____ ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意)          [提供先: _____ ]          [項目名: _____ ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急)          [提供先: _____ ]          [項目名: _____ ]          [本人への通知: _____ ]          [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]</p> <p><input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号          [提供先: _____ ]          [項目名: _____ ]          [本人への通知: _____ ]          [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]</p>
<p>個人情報取扱事務の委託</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 1 号 令和3年3月19日 ] <input type="checkbox"/> 委託無          [審議会承認 第 1 号 令和3年6月17日 ]          [審議会承認 第 _____ 号 令和4年 月 日 ]</p>
<p>公文書の保管期間</p>	<p><input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 5 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄</p>
<p>個人情報保護管理責任者</p>	<p>健康推進課長</p>
<p>所管課等</p>	<p>健康推進課</p>
	<p>登録番号 411</p>
	<p>登録年月日 令和3年1月13日</p>
	<p>事務移管日 審議会報告          移管前の課等 縦覧開始日</p>

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		新型コロナウイルスワクチン接種事業	
所管課等		健康推進課	登録番号 411
No.	文書等の名称	記録形態	
1	ワクチン接種券	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
2	ワクチン接種対象者名簿	<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> [ <small>新型コロナウイルスワクチン接種予約システム、ワクチン接種記録システム(新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリによる電子交付機能を含む。)</small> ]
3	ワクチン接種記録	<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> [ <small>新型コロナウイルスワクチン接種予約システム、ワクチン接種記録システム(新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリによる電子交付機能を含む。)</small> ]
4	ワクチン接種証明書発行者情報	<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input checked="" type="checkbox"/> [ <small>新型コロナウイルスワクチン接種予約システム、ワクチン接種記録システム(新型コロナウイルスワクチン接種証明書アプリによる電子交付機能を含む。)</small> ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]

- |                                      |                             |                             |
|--------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 帳票・文書       | <input type="checkbox"/> 図面 | <input type="checkbox"/> 写真 |
| <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 |                             |                             |
| <input type="checkbox"/> フィルム        | <input type="checkbox"/> [  | ]                           |

# 新型コロナウイルスワクチン接種事業(ワクチン接種記録システム部分)業務フロー



## 新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項

令和 3 年 12 月 3 日

## (目的)

第 1 条 本確認事項（以下「本規約」という。）は、デジタル庁（令和 3 年 8 月 31 日以前においては、内閣官房情報通信技術総合戦略室とし、令和 3 年 9 月 1 日以降においては、デジタル庁とする。以下同じ。）が株式会社ミラボ（以下「ミラボ社」という。）に委託して運営する新型コロナウイルスワクチン接種記録システム（個人からインターネットを通じて新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）の交付申請を受け付け、交付された接種証明書を個人がインターネットを通じて電子ファイルとして取得可能とする機能（以下「電子交付機能」という。）を含む。以下「VRS」という。）を市区町村及び特別区（以下「市区町村」という。）が利用するに際し同意していただくことが必要な事項を定めるものです。

## (各主体の契約又は規約上の関係)

第 2 条 デジタル庁、ミラボ社及び市区町村の契約又は規約上の関係は次のとおりとします。

## (1) デジタル庁とミラボ社との関係

デジタル庁は、VRS の開発、運用及び保守をミラボ社に委託する契約（その変更契約を含む。以下「本件業務委託契約」という。）及びそれに関連し締結される「ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式契約書に関する覚書」（その変更の覚書を含む。以下「本覚書」という。）に基づきその業務の監督を行います。

## (2) デジタル庁と市区町村との関係

デジタル庁は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、ミラボ社に本規約第 4 条第 1 項に定める VRS の各機能（以下「VRS の機能」という。）を市区町村に対して役務として提供させるものとします。

## (3) ミラボ社と市区町村との関係

ミラボ社は、本規約、本件業務委託契約及び本覚書に基づき、VRS を通じて市区町村又は個人から提供を受けた情報の管理を行うものとします。

2 本規約における用語の定義は以下のとおりとします。

(1) 個人情報とは、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関保有個人情報保護法」といいます。以下、同じ。）第 2 条第 2 項に規定する「個人情報」をいいます。

(2) 特定個人情報とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に



関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」といいます。)第 2 条第 8 項に規定する「特定個人情報」をいいます。

(3) 特定個人情報等とは、個人情報及び特定個人情報を総称していいます。

3 市区町村は、本規約の内容を検討し、その内容に同意(法令上必要な決裁手続きを行うことを含みます。)のうえ、VRS を利用するものとします。なお、市区町村が特定個人情報等の取扱いの委託先としてミラボ社を適切に選定するのに資するため、デジタル庁は、デジタル庁がVRSの開発、運用及び保守の業務の委託先としてミラボ社を選定した理由、本件業務委託契約書(仕様書を含む)の内容の一部及び本覚書等を市区町村に対して示すものとします。追加で情報が必要となる場合は、デジタル庁へお問い合わせください。

(特定個人情報等の取扱いについて)

第 3 条 デジタル庁、ミラボ社及び市区町村間における特定個人情報等の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 市区町村は、本規約の内容を理解し、その内容に同意のうえ、VRSを通じて、特定個人情報等の取扱い(電子交付機能における番号法上の本人から個人番号の提供を受ける際の本人確認措置を含む。)をミラボ社に委託することとします。VRSを通じてミラボ社に提供する特定個人情報等の範囲は、市区町村が判断して決定するものとします。

(2) 市区町村は、各種法令等に基づいて対応すべき特定個人情報の安全管理措置等の必要な措置に関し、特定個人情報等の取扱いを委託したミラボ社を監督するものとします。

(3) ミラボ社は、市区町村から別途の指示がない限り、市区町村又は個人から提供を受けた特定個人情報等を本件業務委託契約書(仕様書を含む)及び本覚書に記載される安全管理及び個人情報保護措置の内容に従って行うものとし、VRSの保守運用状況に係る報告書等を市区町村に提供するものとします。ただし、ミラボ社が市区町村に対して負う責任は当該市区町村又は当該市区町村に対し接種証明書の申請を行った個人から提供を受けた特定個人情報等に係る部分に限定されるものとします。また、各市区町村はミラボ社からの報告書等の内容に特段の疑義がない場合には、別途の実地検査及び報告要求を不要とすることができるものとします。

(4) デジタル庁が各市区町村に対してミラボ社から受領するVRSの保守運用状況に係る報告書等を提供した場合には、(3)によるミラボ社から市区町村への報告書等の提出に代えることができるものとします。

(5) 市区町村(以下、本号において「情報保有市区町村」といいます。)は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている情報保有市区町村が保有す

る特定個人情報等を本人が同意した他の市区町村（以下、本号において「情報照会市区町村」といいます。）へ提供することについて、情報照会市区町村において、本人の同意を確認した旨がVRSに入力されたことをもって、情報保有市区町村は、本人の同意を確認することとし、VRSの機能を活用して情報照会市区町村へ特定個人情報等を提供できるものとします。

(6) 市区町村（以下、本号において「住所地市区町村」といいます。）は、あらかじめミラボ社に同意することにより、他の市区町村（以下、本号において「接種地市区町村」という。）から提供される住所地市区町村の住民であって接種地市区町村の接種会場でワクチン接種を受けた者に係る情報を住所地市区町村の情報としてVRSに記録させることができるものとします。この場合、接種地市区町村は住所地市区町村の依頼を受けて情報の登録を行ったものとみなしますが、当該情報に個人番号は含まれないため、番号法における特定個人情報にかかる規定は適用されません。

2 市区町村は、本規約への同意により、前項（5）及び（6）についても同意したものとみなします。

(VRSの機能及びVRSにおいて管理する情報)

第4条 VRSの機能は「ワクチン接種記録システム(VRS: Vaccination Record System)への御協力のお願い」（令和3年3月5日付内閣官房IT総合戦略室・内閣官房番号制度推進室・厚生労働省健康局健康課予防接種室。以下「3月5日事務連絡」という。）2①から⑥までに示されたもの及び接種証明書の発行機能（電子交付機能を含む。）とし、変更がある場合にはデジタル庁が市区町村へ遅滞なく周知するものとします。

2 VRSの接種証明書の発行機能（電子交付機能を含む。）により発行する接種証明書は、その接種証明書に記載する接種記録を管理する市区町村を発行者とする証明書として発行するものとします。

3 市区町村は、VRSの機能の利用にあたり、3月5日事務連絡別紙1-2に示す項目その他デジタル庁が示す情報を、VRSにおいて論理的に区分された当該市区町村の領域において管理するものとします。

4 市区町村は、あらかじめミラボ社に同意することにより、VRSに記録されている当該市区町村が保有する情報を統計情報に加工し、当該統計情報を国（デジタル庁に限らない）又は都道府県に提供することについて、自動で行うことができるVRSの機能を利用することができるものとします。

5 市区町村は、本規約への同意により、前項についても同意したものとみなします。

6 VRSにおいて管理する特定個人情報等について、国又は都道府県は第4項に規定する統計情報のみを利用することができ、他の特定個人情報等にアクセスすることはできないものとします。

(V R Sにおいて管理する情報の管理方法)

第5条 市区町村は、V R Sにおいて、当該市区町村が管理する情報について、内容の訂正、追加又は削除、消去その他の管理に伴う行為を行う権限を有するものとします。

2 V R Sの機能において前項の行為を行うことができない場合、市区町村は、デジタル庁に対して、ミラボ社をして当該行為を行う機能を提供させるよう求めることができ、デジタル庁は応じられない合理的な理由がない限り、当該求めに応じるものとします。

3 市区町村は、V R Sにおいて管理する情報を別の領域においてバックアップを行うものとします。

(デジタル庁の責任)

第6条 デジタル庁は、V R Sの機能の提供（ミラボ社に委託する事項を含む。）及びV R Sの機能の提供のために市区町村に提供する専用端末（以下「V R Sタブレット端末」という。）の利用により発生する事故を原因として市区町村又は第三者に発生した損害について、責任を負うものとします。ただし、市区町村（市区町村がV R Sの機能を利用させる者を含む。次条及び第8条において同じ。）の故意又は重大な過失による場合及び電子交付機能の利用規約の免責事項に列挙されている事項を除きます。

2 デジタル庁は、市区町村のミラボ社に対する番号法に基づく監督について、第2条(1)に規定する関係に基づき、協力するものとします。

(情報到達の責任分界点)

第7条 市区町村からV R Sへ送信された情報は、当該情報がV R Sに記録された時にV R Sに到達したものとみなします。

2 V R Sから市区町村へ送信された情報は、当該情報が市区町村の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録がされた時に当該市区町村に到達したものとみなします。

(通信経路の責任分界点)

第8条 L G - W A N回線を通信経路とする場合におけるデジタル庁の責任の範囲は、市区町村の回線とデジタル庁の準備した回線の接続地点からV R Sまでの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、デジタル庁が責任を負うものとします。

2 L G - W A N回線を通信経路とする場合における市区町村の責任の範囲は、市区町村の回線とデジタル庁の準備した回線の接続地点から市区町村までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、市区町

村が責任を負うものとしします。

- 3 インターネット回線を通信経路とする場合（V R S タブレット端末から接続する場合に限る。）におけるデジタル庁の責任の範囲は、V R S タブレット端末からV R S までの範囲をいい、責任範囲で障害が起こった際の対処（損害の賠償等を含む。）及び情報の管理について、別途本規約の各規定に基づき免責される場合を除き、デジタル庁が責任を負うものとしします。
- 4 本条の規定は、ミラボ社の責任を免責するものではありません。

#### （市区町村の責任）

第9条 市区町村は、次の各号に掲げる事項を遵守し、市区町村の職員その他の市区町村がV R S の機能を利用させる者（以下「システム利用者」という。）のV R S の利用を管理しなくてはならないものとしします。

- (1) V R S の効率的かつ適正な利用、事故及び障害の回避に努めること
- (2) V R S が不正に利用されることのないよう、3月5日事務連絡その他のデジタル庁が示す手順に従い、管理するシステム利用者に関するID及びパスワード、その他V R S を利用するために必要な情報及びすべての機器を適切に管理し、またシステム利用者に適切に管理させること
- (3) (2) のほか、情報の漏えい、滅失、改ざん等の防止に必要な措置を講ずること
- (4) (2) のほか、システム利用者がV R S を適切に利用するよう管理し、必要な指導及び監督を行うこと

2 市区町村は、V R S タブレット端末の返却までの間においては、V R S タブレット端末を善良なる管理者としての注意をもって維持管理するものとしします。なお、V R S タブレット端末についての取扱いは、必要に応じて別途合意又は方針を決定するものとしします。

3 市区町村は、電子交付機能を通じて個人から提供を受けた特定個人情報等について、接種種証明書の交付に関する事務に利用する目的以外の目的のために利用しないものとしします。

#### （緊急時の措置）

第10条 ミラボ社は、デジタル庁の指示又は国若しくは市区町村の利益のために緊急の必要がある場合、市区町村の同意なく、V R S の全部または一部の機能を停止することがあります。

#### （その他）

第11条 本規約に記載がない事項又は記載事項の疑義については、デジタル庁は市区町

村の協議の求めに誠実に応じた上で、別に方針を示すものとします。

2 市区町村による本規約への同意は、別途デジタル庁が示す方法により行うこととします。

以上

## ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約理由

## 1. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約の随意契約理由

- 契約当事者は、複雑な予防接種スケジュールを自動調整できるといった予防接種の円滑化に必要な高度な技術を有するなど予防接種事務の専門的な知見を有すること、予防接種に関する管理等を行うためのシステム開発の実績を有する個人情報（マイナンバー含む）を取扱う高度なセキュリティを実装したシステムの開発等の実績を有することといった要件を具備すると判断されたこと、必要とする物品又はサービスの提供者が他に存在せず、会計法第29条の3第4項に該当すると考えられたことから、本件契約の締結に至った。

## 2. ワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式に関する契約の変更契約理由

- 接種証明書の電子交付は、VRSに記録された個人の接種記録を活用する仕組みであることを前提として、VRSで管理されている情報を提供する仕組みであり、VRSとシステム上密接不可分であり、VRSから直接必要な情報を提供する仕組みとすることがシステム上も効率的であるとともに、情報管理の観点からも望ましいことからVRSの機能追加としてワクチン接種記録システムの開発・運用保守業務一式の変更契約により対応した。

以上

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能における  
本人確認の番号法上の整理

- 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能における番号法16条に基づく本人確認・番号確認は、個人番号カードの券面事項入力補助APの活用により行う。
  
- 具体的には、
  - ・番号法施行規則第3条第2号ロ（官公署から発行された書類に係る電磁的記録の送信）に基づき、券面事項入力補助APの情報送信により番号確認を行うとともに、
  - ・同規則第3条第2号ニに基づき、券面事項入力補助APを利用する際の所持認証（個人番号カードの所持）、知識認証（暗証番号入力）により、「個人番号利用事務実施者が適当と認める方法」として、本人確認を行うもの。
  
- 接種証明書の電子交付については、開始のタイミングで国内利用についても開始することを想定しており、一時的に大量発行が行われる可能性があるところ、暗証番号の誤り等により申請者への交付が滞ることや、これに伴い、市町村の窓口が混雑することを避ける必要があることにも鑑み、市町村の負担軽減やユーザビリティの観点から、券面事項入力補助APを活用することとしている。
  
- また、送信情報の真正性の確認の観点からは、券面事項入力補助APから取得する情報（4情報及びマイナンバー）に付されている署名について、VRSにおいて検証を行い、その真正性を確認することとしている。
  
- その他、電子交付機能においては、各種特定個人情報の保護のための措置を講じている。

以上

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付機能における  
特定個人情報の保護のための措置

- 交付申請には、個人番号カードの IC チップ読み取り（券面事項入力補助 AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助 AP の暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
  - 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
  - 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
  - 券面入力補助 AP を活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する。
  - 送信情報の真正性の確認の観点からは、面事項入力補助 AP から取得する情報（4 情報及びマイナンバー）に付されている署名について、VRS において検証を行い、送信情報の真正性を確認する。
  - 電子交付アプリと VRS との通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止する。
- ※電子交付機能において、ミラボ社から特定個人情報を取り扱う事務の再委託は行わない。

以上



諮問第 4 号

個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更及びオンライン結合による個人情報の提供に係る変更について

次のとおり個人情報取扱事務の委託の内容を変更すること及びオンライン結合による個人情報の提供に係る変更について、滝沢市個人情報保護条例（平成 9 年滝沢村条例第 9 号）第 9 条第 2 項及び第 11 条第 1 項の規定により滝沢市行政情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を求める。

令和 4 年 3 月 18 日提出

滝沢市長 主濱 了

1 個人情報取扱事務の名称及び内容

(1) 名称

滝沢市健幸ウォーキング事業

(2) 内容

事業参加者に配布した活動量計のデータ又は専用のスマートフォンアプリに記録されるデータ、体組成計、血圧計、その他の機器で計測した健康数値等を可視化すること及び事業参加者が健康づくりに関する事業に参加した実績を客観的に評価できる環境を構築するとともに、本市が定めた条件を達成した事業参加者へポイントを付与し、蓄積したポイント数に応じて商品券等を進呈することにより、健康づくりを行うためのきっかけづくり、継続性の動機付け及び健康のための行動変容を促す取組を実施するもの。

2 所管課

健康福祉部健康づくり政策課

3 個人情報取扱事務の委託に係る内容の変更について

(1) 変更の理由

本市が定めた条件を達成した事業参加者へポイントを付与し、蓄積したポイント数に応じて商品券等を進呈することにより、事業参加者の積極的な事業参加を促す新たな取組を実施するために必要な変更を行うもの。

(2) 変更の内容

滝沢市健幸ウォーキング事業に係る委託（令和 3 年 3 月 19 日審議会承認第 3 号）について、下表のとおり委託の内容を変更するもの。

	変更前	変更後	変更
--	-----	-----	----

委託先	株式会社タニタヘルスリンク	株式会社タニタヘルスリンク又は入札により選定	○
委託の内容	<p>(ア) 市は、この事業への参加希望者からの申込みにより提供された個人情報に委託先に提供する。</p> <p>(イ) 委託先は、提供された個人情報を当該委託先が管理するウェブサイトに登録する。</p> <p>(ウ) 事業参加者は、委託先に対して健康状況等の情報を随時提供することにより、自身の健康状況等の推移を確認することができる。</p> <p>(エ) 委託先は、当該ウェブサイトに登録した情報のうち、参加者の性別及び年代別に歩数変化、身体的変化及び事業アンケートの結果を</p>	<p>(ア) 市は、この事業への参加希望者から申請書等により提供された個人情報（以下「申請書情報」という。）及び事業への参加者にポイントを付与するために必要な個人情報（以下「ポイント付与情報」という。）を委託先に提供する。</p> <p>(イ) 委託先は、市から提供された申請書情報、ポイント付与情報及び委託先が管理するウェブサイトを通じて参加希望者から提供された個人情報（以下、「ウェブ申請情報」）を当該ウェブサイトに登録する。また、委託先は参加希望者のウェブ申請情報を市に提供する。</p> <p>(ウ) 事業参加者は、委託先に対して健康状況等の情報を随時提供することにより、自身の健康状況の推移、ポイント獲得数等を確認することができる。</p> <p>(エ) 委託先は、当該ウェブサイトに登録した情報のうち、事業参加者の性別及び年代別に歩数データの変化、身体的変化、事業アンケー</p>	○

	集計し、事業の効果を成果品として市に報告する。	トの結果、ポイント獲得状況等を集計し、事業の効果を成果品として市に報告する。	
委託に含まれる個人情報	整理番号、氏名、性別、生年月日・年齢、健康状況、身体状況及び趣味・嗜好	整理番号、氏名、性別、生年月日・年齢、健康状況、身体状況、趣味・嗜好、健康事業の参加状況、健康に関する資格取得状況及び地域活動への参加状況	○
市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱（平成10年滝沢村告示第50号）別表第8の該当	有り（調査分析委託）	有り（調査分析委託）	－
委託の条件	市長が保有する個人情報の保護に関する実施要綱別表第9の規定に従い、委託に係る仕様書を作成することとする。来年度以後の委託契約においても同表の規定に従い仕様書を作成し、契約を締結するものとする。		－

（3）変更後の委託業務の開始時期  
令和4年4月開始予定

#### 4 オンライン結合による個人情報の提供に係る変更について

##### （1）変更の理由

本市が定めた条件を達成した参加者へポイントを付与し、蓄積したポイント数に応じて商品券等を進呈することで、参加者の積極的な事業参加を促す新たな取組を実施するにあたり、参加者が獲得したポイントの状況を確認することが可能となることから、必要な変更を行うもの。

##### （2）変更の内容

滝沢市健幸ウォーキング事業に係るオンライン結合による個人情報の提供（令和3年3月19日審議会承認第3号）について、下表のとおりオンライン結合による個人情報の提供の内容を変更するもの。

	変更前	変更後	変更
オンライン結合による個人情報の提供先	本人	本人	－
オンライン結合により提供する個人情報	氏名、性別、生年月日・年齢、健康状況及び身体状況	氏名、性別、生年月日・年齢、社会保険加入状況、健康状況、身体状況、趣味・嗜好、健康事業の参加状況	○

		及び健康に関する資格取得状況及び地域活動への参加状況	
提供先での利用目的	各機器から計測した健康数値等の結果、推移等を参加者自身が確認するため。	各機器から計測した健康数値等の結果、推移及びポイント獲得数等を参加者自身が確認するため。	○
オンライン結合による提供の方法	事業参加者が、パソコン、スマートフォン等の情報通信端末からインターネット上に公開されているウェブサイトアクセスすることにより個人情報の提供を行う。	事業参加者が、パソコン、スマートフォン等の情報通信端末からインターネット上に公開されているウェブサイトアクセスすることにより個人情報の提供を行う。	—
オンライン結合により提供する理由	<p>ア 公益上の必要性</p> <p>各機器において計測した健康数値等の結果及びその変化を確認しながら、より効果的な健康づくりを行うことにより、健康寿命の延伸を図る。</p> <p>イ 個人の権利利益を侵害するおそれの有無（セキュリティの状況）</p> <p>事業参加者が当該システムを使用するためには、ユーザーIDとパスワードの入力が必要となる。各ユーザーIDとパスワードは、委託先事業者により当該事業参加者のみに付与することで、機密性を保つこととしている。</p>	<p>ア 公益上の必要性</p> <p>各機器において計測した健康数値等の結果、推移、ポイント獲得数等を確認して健康づくりを行うことにより、より効果的な健康づくりへの取り組みの実施及び継続性を促し、健康寿命の延伸を図る。</p> <p>イ 個人の権利利益を侵害するおそれの有無（セキュリティの状況）</p> <p>事業参加者が当該ウェブサイトを使用するためには、ユーザーIDとパスワードの入力が必要となる。各ユーザーIDとパスワードは、委託先事業者により当該事業参加者のみに付与することで、機密性を保つこととしている。</p>	○

(3) 変更後のオンライン結合による個人情報の提供の開始時期

令和4年4月開始予定

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務	名称	健幸ウォーキング事業		
	目的	健康寿命の延伸等を目的に、健康数値等を可視化すること及び参加者が健康づくりを行ったことによる結果を客観的に評価できる環境を構築することにより、参加者が体の変化を感じ、健康のための行動変容を促す取組を実施するもの。		
	根拠法令等			
	開始年月日	<input type="checkbox"/> 昭和	<input checked="" type="checkbox"/> 令和	2 年 12 月 22 日
個人情報記録から検索し得る個人の類型(収集対象者)	事業参加者		の個人情報	
個人情報を取り扱う目的	健幸ウォーキング事業参加者の個人情報を管理し、健康情報に関する分析をするため			
個人情報の項目名	ア 戸籍、住民記録に関する情報	イ 学歴・職業等経歴、社会活動に関する情報	ウ 財産、所得等経済状況に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号 <small>(システムで使用するもの)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 国籍・本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻暦 <input checked="" type="checkbox"/> [ 社会保険加入状況 ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 職業・勤務先 <input type="checkbox"/> 役職・地位 <input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input checked="" type="checkbox"/> [ 地域活動への参加状況 ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 財産状況 <input type="checkbox"/> 納税額等状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 負債状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	
	エ 身体、健康状態等心身に関する情報	オ 生活状況に関する情報	カ 知識、技術及び能力に関する情報	
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状況 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input checked="" type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input checked="" type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input checked="" type="checkbox"/> [ メールアドレス ] <input checked="" type="checkbox"/> [ 健康事業への参加状況 ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	<input type="checkbox"/> 各種試験成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input checked="" type="checkbox"/> [ 健康に関する資格取得状況 ] <input type="checkbox"/> [ ] <input type="checkbox"/> [ ]	
個人番号(マイナンバー)等の取扱い	個人番号(マイナンバー)利用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔根拠法令等：番号利用法別表第1 第 項 又は 独自利用条例 第 条〕			
思想、信条等に関する個人情報の取扱い	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 [ ] <input type="checkbox"/> 人種及び民族 [ ] <input type="checkbox"/> 犯罪歴 [ ] <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 [ ]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	取り扱う理由	<input type="checkbox"/> 法令等 [ ] <input type="checkbox"/> 審議会承認 [ 第 号 ]	
個人情報の収集先及び収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <b>本人以外から収集する場合の</b> 条例該当条項、具体的方法等 <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第1号(法令等) [ ] <input checked="" type="checkbox"/> 条例第7条第3項第2号(本人同意) [ 委託先業者 ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第3号(緊急) [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号 ] ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第4号(客観的事実) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第5号(他の実施機関からの提供) [ ] <input type="checkbox"/> 条例第7条第3項第6号(審議会承認) [ 第 号 ] [本人への通知： [省略の場合：審議会承認 第 号 ] ]			
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	システム名称等	からだカルテ、ヘルスプラネット及び株式会社タニタヘルスリンクの分析システム	
	<input type="checkbox"/> 無	オンライン結合による提供の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 [ 審議会承認 第 3 号 令和3年3月19日 ] <input type="checkbox"/> 無	

(第2面)

個人情報を利用する範囲 (目的外利用の有無)	<input type="checkbox"/> 目的外利用有 <input checked="" type="checkbox"/> 所管課等のみでの利用 (目的外利用無) <b>目的外利用有の場合の</b> 条例該当条項、利用する所管課等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [利用先: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [利用先: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [利用先: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]			
個人情報を提供する範囲 (外部提供の有無)	<input type="checkbox"/> 外部提供有 <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供無 <b>外部提供有の場合の</b> 該当条項、提供先、提供する個人情報項目名等		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第1号 (法令等) [法令名: _____ ] [提供先: _____ ] [項目名: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第2号 (本人同意) [提供先: _____ ] [項目名: _____ ]		
	<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第3号 (緊急) [提供先: _____ ] [項目名: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]		
<input type="checkbox"/> 条例第8条第1項第4号 (審議会承認) 第 _____ 号 [提供先: _____ ] [項目名: _____ ] [本人への通知: _____ ] [省略の場合: 審議会承認 第 _____ 号 _____ ]			
個人情報取扱事務の委託	<input checked="" type="checkbox"/> 委託有 [審議会承認 第 3 号 令和3年3月19日 ] <input type="checkbox"/> 委託無		
公文書の保管期間	<input type="checkbox"/> 長期 <input checked="" type="checkbox"/> 5 年 <input type="checkbox"/> 随時廃棄		
個人情報保護管理責任者	健康づくり政策課長		
所管課等	健康づくり政策課	登録番号	410
		登録年月日	令和2年12月22日
	事務移管日	審議会報告	
	移管前の課等	縦覧開始日	

個人情報取扱事務の文書目録

事務の名称		健幸ウォーキング事業	
所管課等		健康づくり政策課	登録番号 410
No.	文書等の名称	記録形態	
1	健幸ウォーキング事業管理関係書類	<input checked="" type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
2	事業参加者健康情報データ	<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input checked="" type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]
		<input type="checkbox"/> 帳票・文書 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク・テープ等 <input type="checkbox"/> フィルム	<input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> [ ]

# 滝沢市健幸ウォーキング事業フロー

## 滝沢市

### 健康づくり政策課

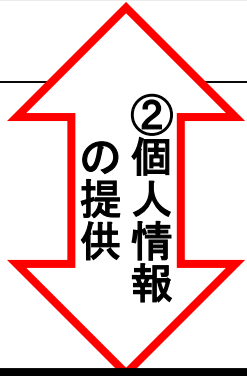
事業参加者から提供を受ける個人情報

氏名、性別、生年月日・年齢、**社会保険加入状況(ウェブ申込の人のみ)**、健康状況、身体状況、趣味・嗜好、**健康事業の参加状況、健康に関する資格取得状況及び地域活動への参加状況**

成果品

参加者の身体的変化等の事業の効果の報告

①参加申込み  
(申請書申込)



⑤提供された健康状況等を確認

⑦成果品の納入

### 委託先業者

#### ウェブサイト

・事業参加者の健康状況及びその推移の可視化

⑥集計

報告書等の作成

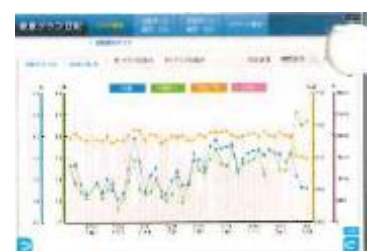
・参加者の身体的変化等を集計

①参加申込み  
(ウェブ申込)

③健康状況等を提供

④健康状況等の推移を確認

※オンライン結合による個人情報の提供



※折れ線グラフ等により健康状況を可視化

### 事業参加者

#### 個人情報

整理番号、氏名、性別、生年月日・年齢、**社会保険加入状況(ウェブ申込の人のみ)**、健康状況、身体状況、趣味・嗜好、**健康事業の参加状況、健康に関する資格取得状況及び地域活動への参加状況**

※健康状況及び身体状況の内容

歩数、体重、体脂肪、脂肪量、除脂肪量、筋肉量、体水分率、推定骨量、アスリート指数、内臓脂肪レベル、体型判定、部位筋肉量、部位筋肉量評価、部位脂肪率、部位脂肪率評価、四肢骨格筋量、筋肉左右バランスチェック、脚部筋肉量点数、最高血圧、最低血圧、脈拍数、**健診受診状況等**